

令和元年度事業報告

「社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会」（以下「当協会」という）は、昭和52年7月の設立以降、40年以上にわたり、多くの分野で障がい者の「自立と社会参加」を促進するための支援に取り組み、市民、障がい者の信頼に応えてきました。

法人運営にあたっては、国の社会福祉法人改革の趣旨を踏まえ、「経営組織のガバナンス強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」などについて、体制の構築を進めるとともに、各施設・各事業における専門性の向上や相互の連携の強化などに努め、多様化・複雑化する利用者のニーズに対応したサービスの提供と効果的・効率的な経営を目指してきました。

事業面では、「障がい者のスポーツ振興」、「更生療育センターの運営」、「障がい者の就労支援施設の管理・運営」、「障がい者の相談支援などの事業」の4つの分野で事業を展開していますが、令和元年度においても、計画した事業は概ね実施することができました。収支面においては、一部では厳しい決算となった事業所もありますが、多くの事業所では昨年度より収支状況が改善しています。

それぞれの分野ごとの主な事項については以下のとおりです。

障がい者のスポーツ振興事業について、スポーツセンターの利用者数は、工事に伴う閉館・閉室の影響もあり、また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月末から休館となったことから、昨年度より減少しましたが、長居障がい者スポーツセンターでは年間延べ31万2千人、舞洲障がい者スポーツセンターでは年間延べ22万6千人、両センター合わせて約54万人の方々に利用いただきました。

事業内容としては、「障がいのある誰もが、スポーツを楽しめる環境の提供」をめざして、初心者から競技スポーツをめざす方までの幅広い層を対象に、障がいの状況や技能レベルなどに合わせた日常の指導や、両センターで41種目のスポーツ教室を行ったほか、スポーツ大会や文化交流事業を開催しました。

また、地域に出向いて身近な施設でスポーツを楽しんでいただけるよう、「障がい者スポーツ・レクリエーションひろば」を市内17区で計27回実施しました。

さらに、各種イベントでの体験コーナーの運営のほか、地域や学校での取り組みへの協力依頼などにも積極的に対応し、障がい者のスポーツの普及・啓発に努めました。

国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会については、引き続き企業が

ら協賛をいただき、カナダ、イギリスチームを招き、日本も合わせて3か国チームで実施し、3日間で約1万2千人の方々に観戦いただきました。合わせて、各チームが市内8つの小・中学校に出向いて、地域親善交流会を開催するなど、障がい者スポーツの普及とともに、子どもたちの障がい者のスポーツへの理解を深めることができました。

パラリンピックに向けた選手強化については、昨年度に引き続き、文部科学省からポッチャ競技におけるNTC競技強化拠点施設の指定を受けた舞洲障がい者スポーツセンターにおいて、2020東京パラリンピック強化選手や育成指定選手の強化合宿等が行われました。

更生療育センターについては、障がい者・児の訓練・療育の拠点施設として、その機能を発揮することが出来ました。また、発達障がいのある子どもに対する大阪市の専門療育機関業務の受託実施や高次脳機能障がいへの訓練を取り入れるなど、多様なニーズの変化に対応しながら、専門的支援に取り組みました。

運営状況を見ますと、「成人部門」では、効果的なプログラム・多様な指導訓練の提供、関係機関との連携の強化により、施設入所支援の利用率が88.9%、日中の訓練利用率が94.7%、となっており、「児童部門」では、福祉型児童発達支援センターとして、通園利用率が88.6%になり、概ね順調に推移しており、更生療育センター全体の収支は若干の黒字決算となりました。引き続き、利用者確保、経費縮減に向けて取り組みを進めていきます。

就労支援事業については、障害者雇用促進法の法定雇用率の引き上げや精神障がい者の参入等の影響もあり、障がい者の雇用環境は良好な状況が続いており、当協会の就労支援事業所での訓練等の支援状況はほぼ横ばいとなっています。

就労移行支援の4事業所では、定員合計が62名（昨年度は74名）で、年度末契約者数は56名と、昨年度の59名から3名減少しています。

また、就労継続支援B型事業所では、利用希望を受けて可能な限り多くの利用者と契約して支援を行っており、7事業所の定員の合計は218名で、年度末契約者数は260名となっており、昨年度の249名から11名増加しています。

企業への就職につながることができたのは、合計34名（昨年度は26名）となっています。また就労定着支援事業は4事業所で実施し、利用者は57名（昨年度は54名）となっており、その方々に定着のための相談支援を行いました。

収支面で見ますと、多くの事業所では昨年度より若干収支状況が改善していますが、舞洲就労支援所については宿泊者の減少等により、大変厳しい収支状況になりました。今後は、大阪市と調整を図りながら、運営について検討してまいります。

職業リハビリテーションセンター及び職業指導センターについては、職業指導面では、従来の職務スキル向上の訓練に加え、各コースで社会適応面を重視したグループワークを導入し、対人技能の強化に力を入れてきました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月初めから休校になりました。また、2月27日に予定されていた合同就職説明会が中止になったことなどもあり、修了生48名のうち就職者は35名にとどまりました。

一方、「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」については受講者が減少傾向にあり、5コース34名にコーディネートを行いました。全般的な傾向として就労定着のための在職者訓練にシフトしてきています。

また、大阪府から受託している「在宅就業支援体制モデル事業」については、在宅就業を希望する64名の方に、企業等から発注された仕事のマッチングを効率的に行いました。

職業指導センターについては、2年間の訓練の結果、総合流通科の修了生15名全員がサービス業や事務職等に就職することができました。また、「知的障がい者を対象とした介護職員初任者研修」では、10名全員が資格を取得して修了し、うち6名が就職しました。

なお、就職に至らなかった訓練生については、引き続き支援を行っています。

障がい者の相談支援などの事業についても、3月以降、新型コロナウイルス感染防止のため、研修会や講演会の中止などの対応を行いました。

障がい者就業・生活支援センターについては、市内7地域センターでの窓口相談を通じ、企業就業を希望する障がい者や家族、関係者の相談を受け、必要に応じて、企業を含む様々な社会資源と連携した活動を行いました。

また、情報共有や支援業務の連続性の維持を目的に、7地域センターのワーカーによる連絡調整会議を定期的に行うとともに、全体運営会議を開催し、共通課題の検証および解決に向けた検討を行いました。

7地域センターにおける実績の合計は、支援対象者、新規相談者、相談・支援、実習あっせん、就職、定着支援のいずれも昨年度とほぼ同じ数値となっています。「精神・発達障がい」の方への支援量についてもほぼ横ばいですが、手帳未取得の発達障がいの方への相談は増加しています。

発達障がい者支援センターについては、発達障がい児・者、家族及び関係機関などからの多様な相談に対して助言、情報提供などを行うとともに、関係機関と連携して諸事業を実施しています。相談支援の実支援人数は846名ですが、年齢層別で見ると成人期の相談割合は漸増傾向にあり、元年度は相談者全体の74%となっています。

また、地域サポートコーチ事業により、啓発・研修や機関支援の強化を図って

おり、研修会・講演会については、ペアレント・トレーニング連続講座やソーシャル・スキル講座を実施し、講師派遣をした研修会、勉強会を含めると、延べ243回となります。機関支援については、私立保育園や成人期の支援機関などを対象として講師派遣に取り組み、実施回数は延べ133回となっています。

障がい者相談支援研修センターについては、30年度から「障がい者相談支援調整事業」として当協会が受託し、相談支援専門員を対象とした研修や障がい者理解のための普及・啓発事業などに取り組み、支援力の向上に成果をあげました。特に、市民啓発事業の一環として、30年度から「あいサポート運動」の研修に取り組み、元年度は年間39回の研修会を開催しました。

また、引き続き、大阪府から「相談支援従事者研修事業者」として指定を受け、初任・現任の相談支援従事者研修を行い、修了者は合計で788名となっています。

早川福社会館についても、2月末から休館になりましたが、貸室利用者は昨年並みの年間延べ4万7千人になりました。また、1階のラウンジ「ほほえみ」をワークセンター中授の施設外支援の場として活用し、多くの方に利用いただきました。

令和元年度の主な事業実施状況は以上のとおりですが、全般的には適正な事業実施がなされたと考えています。また、職員の資質の向上、人権意識、コンプライアンスの向上などの取組みを進めました。

新型コロナウイルス感染症に関連しては、その感染防止のため、当協会においても、多くの施設・事業において、休館や事業の縮小などの対応を余儀なくされています。当協会としては、「利用者や職員、またはその家族の安全」を第一義として、引き続き適切な対応に努めるとともに、関係機関との連携・連絡を密にして、「特別措置法に基づく緊急事態宣言」や、それに伴う「緊急措置」の動向などを注視し、どのような事態にも速やかに対応できるよう備えています。

新型コロナウイルス感染症は、これからの社会のあり様を大きく変え、制度・仕組みにも変容をもたらすものと考えられます。

一方、法律・制度や障がい者のニーズ、社会・経済状況など障がい者を取り巻く情勢は大きく変化しています。また、大阪市に関わる行政制度の改革など、当協会を取り巻く状況も、今後、大きく変わる可能性があります。

当協会としては、このような状況の変化を見極めながら、引き続き、「健全で安定した事業運営」、「発展的な事業運営」、「将来像を踏まえた事業基盤の構築」の三つを柱として、質の高いサービスの提供、自立的・安定的な事業展開に取り組んでまいります。